

工場、倉庫を  
お持ちのお客様へ

建築基準法の“緩和”改正

# 広 ヒサシ を 『拡張』 しませんか？



夢の巨大空間を中柱なしで実現!!



まずはご相談ください!!!

詳しくは裏面へ  
(施工事例・法改正概要)

建築基準法施工令  
の改定  
2023年  
4月1日予定

事前に、法的要件、  
構造的安全性の  
検証が必要です

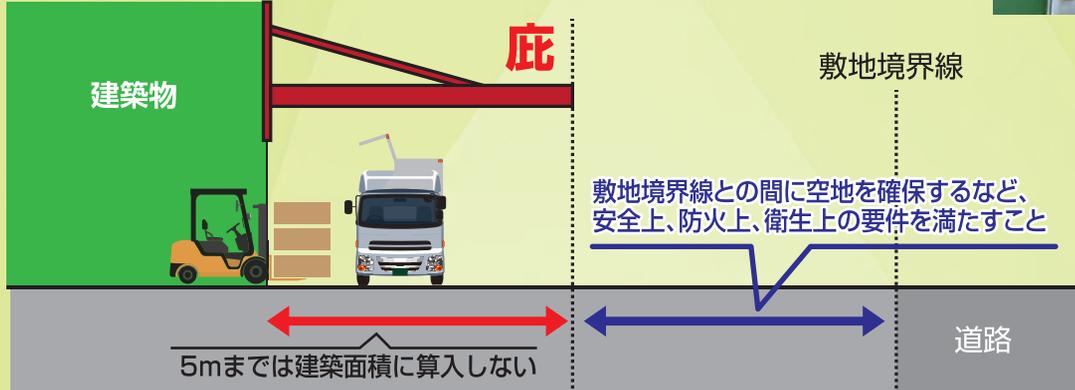
工場、倉庫に特化して  
**25年**  
延べ**3000件**以上  
の実績あり



## 法改正の概要

# 倉庫の庇の建築面積で緩和措置 不算入範囲を1mから5mへ拡大

物流倉庫などで大規模庇は5mまで建築面積に不算入



庇の面積が建蔽率へ不算入になればその分作業場や事務所の拡張も可能

※容積率についても、延べ面積に算入しない方向で整理中

※国土交通省は建築基準法施工令2条を改正する。工場または倉庫の用途などを設ける場合、壁などの中心線から5mまでの範囲は建築面積に不算入とする。2023年4月1日に施行予定(資料:国土交通省の資料を基に作成)

## 施工事例

### 「濡れない荷捌き場にしたい」

#### Before



既存の荷捌き場は庇があるものの、資材が風雨にさらされることもあった

青伸産業運輸株式会社様  
(埼玉県入間市)

雨天時に不自由のない荷捌きスペースにするため、現在の庇を倍の幅にしたいとのご相談。しかし、その幅の庇を支えるためには通常の施工だと多くの支柱が必要となり、逆に操車が困難になる恐れがあった。

#### After!

トラックの集配作業を止めることなく施工を完了し、大型トラックが効率よく作業できる環境を実現!



広々として操車スペースを確保できる  
大スパン(40m以上無柱)の荷捌き場へ。



1. 荷捌きスペースの底部分を約2倍に拡張



2. 強度に優れた6本の柱を設置し、トラックが出入りしやすい荷捌きスペースに



3. ウイングタイプのトラックでも荷捌き可能な大空間

### 「荷捌き場を屋内にしたい」

#### Before



十分な作業スペースがとれない

ファーストプラス株式会社様  
(千葉県野田市)

資材の一部が荷捌きスペースの外にもあふれていたため、全資材を収容できる屋内スペースにしたいとの依頼。ただし既存の庇の幅で十分な広さが確保できないため、通常他社の場合、大規模な拡張工事が必要だった。

#### After!

既存の庇の7m先と既存建屋側に新設の柱を立て、覆いかぶせるようにフレームを構築し(カバービルド工法)、屋内化を実現。



外見も既存建屋と完全に一体化した  
悪天候にも左右されない屋内荷捌き  
スペースに!



1. 既存の庇を新設した屋根の一部に取り組みことで強度を確保



2. 大開口に適したアルミのオーバースライダーを使用



3. 以前よりも広い屋内、荷捌きスペースとして変身



4. 開口扉はシャッター式に



ヨシザワではエコ&サステナブルの観点から、お客様の工場の稼働を止めず(操業維持)、既存の躯体を利用して極力廃材を出さない提案を心掛けています

是非ホームページよりヨシザワの施工実績をご覧ください

